

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

【基本方針】

1 教育理念

県民に安全で安心な保健・医療サービスを提供できるよう、看護に関する幅広い能力と豊かな感性を持った質の高い看護職を育成し、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献することを目指す。

（理念の説明）

本校は、“相手のために何かをしたいという思い”、“人の痛みや苦しみを共に分かちあえる温かい心”を持つ、豊かな感性と創造力を備えた看護者を育成します。

また、人間の生命、尊厳及び権利を尊重する倫理観を育み、看護の専門知識と技術を習得し、科学的根拠に基づいた看護が実践できる基礎的能力を身につけることを支援します。

少子高齢化が進むなかで地域医療のニーズも多様化し、安全で安心できる質の高い医療が求められています。地域に根ざし、保健医療福祉におけるチームの一員として、看護の専門性と責任を持ち、他職種と協働・連携できる人材を育成します。また学生一人ひとりが、常に研鑽に励み、生涯にわたり学習する姿勢を見につけられるよう支援します。

2 教育目的

看護の専門職として必要な知識・技術・態度を教授し、社会に貢献しうる看護の実践者を育成する。

3 教育目標

- (1) 対象者を生活者の視点で捉え、看護できる能力を養う。
- (2) 科学的根拠に基づき安全・安心な看護ができる能力を養う。
- (3) チームの一員としての看護の役割を理解し、実践・調整する能力を養う。
- (4) 専門職として生涯学び続け、自己研鑽する態度を養う。

4 学習評価

学生は、履修した授業科目について、別に定める所定時間数の3分の2以上出席した場合に限り試験（評価）を受けることができる。

学習評価は、学科成績・実習成績及び出席状況等を総合し、行う。

授業科目毎に100点満点で評価し、60点以上を合格・修得したものとする。

評価の基準は次のとおりとする。

判定	合格			不合格
評価得点	優 100～80点	良 80点未満～70点	可 70点未満～60点	不可 60点未満

【卒業の認定】

卒業の認定は、教育課程の全てを修得したものについて卒業を認めることができる。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めない。

卒業については、3年以上（准看護学科においては2年以上）在学し、指定単位（准看護学科においては指定時間）及び指定科目を修得した者を認定する。

卒業の決定は、進級・卒業判定職員会議を経て、教職員会議に付議し、学校長が決定する。

なお、教育内容及び単位（時間）については、徳島県立総合看護学校管理規則（平成22年徳島県規則第34号）別表による。